

# 公益社団法人及び公益財団法人の寄附金収入に関する実態調査

平成 25 年 11 月 29 日  
内閣府公益法人行政担当室

## I 調査の概要

### 1 調査の目的

本調査は、公益社団法人及び公益財団法人の寄附金収入に関し、税制上の措置の影響等の実態を把握することを目的とする。

### 2 調査の根拠法令

統計法（一般統計調査）

### 3 調査の対象

平成 25 年 9 月 9 日時点における公益社団法人及び公益財団法人 8,515 法人  
回答法人数 3,987 法人 (46.8%)

(内訳) [%] 回答法人数/調査対象法人数

	社団	財団	計
内閣府所管	[55.4] 395/713	[47.7] 704/1,476	[50.2] 1,099/2,189
都道府県所管	[40.7] 1,248/3,064	[47.4] 1,547/3,262	[44.2] 2,795/6,326
計	[43.5] 1,643/3,777	[47.5] 2,251/4,738	[46.8] 3,987 <sup>※</sup> /8,515

※匿名回答の93法人があるため、計欄の内訳を足したものと一致しない。

### 4 調査事項

平成 20 年度から 24 年度までに受け入れた寄附額、寄附件数等

### 5 調査の時期

平成 25 年 9 月 10 日から同年 10 月 1 日まで

### 6 調査の方法

オンライン調査（電子メールにより調査票を配布・回収）

## <用語の解説>

### ○税額控除制度

従来、公益社団法人及び公益財団法人への個人からの寄附金については、所得控除制度が適用されていたが、平成23年6月より、公益社団法人及び公益財団法人への個人からの寄附金について、寄附文化の醸成を図るため、税額控除制度が導入された。

税額控除は、寄附金額を基礎に算出した控除額を、寄附者に適用される所得税率の如何を問わず税額から控除するため、適用されている所得税率が低い者にとって特に減税効果大きい。

税額控除の対象となる公益社団法人又は公益財団法人となるためには、P S T要件（次項目参照）を満たすことについて、行政庁の証明を受ける必要がある。

### ○P S T要件

P S T要件とは、公益社団法人及び公益財団法人が税額控除対象法人として行政庁から証明を受ける際に満たす必要がある要件のことで、税額控除対象法人となるためには、実績判定期間<sup>※</sup>において、以下の2つの要件のいずれかを満たす必要がある。

<要件1>3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。

<要件2>経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5以上であること。

※ 実績判定期間とは、直前に終了した事業年度終了日以前の5年以内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該直前に終了した事業年度終了日までの期間のことである（平成25年中に申請する場合、「5年以内」を「2年以内」とすることができる。）。

## <公益法人及び税額控除対象法人の数の推移等>

平成23年6月の制度導入以来、税額控除対象法人数は年を追って増加している。平成25年10月末現在、全公益法人の約8%（内閣府所管公益法人の約15%、都道府県所管法人の約6%）が税額控除対象法人としての証明を行政庁から受けている。

[ ]内は認定処分数に対する割合

年度	平成 20	21	22	23	24	25 <sup>※2</sup>
公益認定処分数 <sup>※1</sup>	11	296	1,759	5,267	7,968	8,584
内閣府	5	132	647	1,480	2,057	2,199
都道府県	6	164	1,112	3,787	5,911	6,385
税額控除に係る証明数				[5.0%]263	[6.8%]539	[8.3%]713
内閣府				[9.3%]138	[12.1%]249	[15.1%]332
都道府県				[3.3%]125	[4.9%]290	[6.0%]381

※1 特例民法法人からの移行認定と一般法人からの新規公益認定の処分数の累計

※2 平成25年度は、10月末時点の数値

## II 調査結果の概要

### 1 回答法人数 3,987 (回収率 46.8%)

(内訳)

	社団	財団	計
内閣府所管	[9.9%] 395	[17.7%] 704	[27.6%] 1,099
都道府県所管	[31.3%] 1,248	[38.8%] 1,547	[70.1%] 2,795
計	[41.2%] 1,643	[56.5%] 2,251	[100.0%] 3,987*

※ 匿名回答の93法人があるため、計欄の内訳を足したものと一致しない。

### 2 税額控除対象法人数等

調査に回答した法人のうち、税額控除対象法人は341法人 (8.6%) である。

(内訳) [ ]内は対応する区分の回答法人数に対する割合

	社団	財団	計
内閣府所管	[10.1%] 40	[15.5%] 109	[13.6%] 149
都道府県所管	[3.5%] 44	[9.6%] 148	[6.9%] 192
計	[5.1%] 84	[11.4%] 257	[8.6%] 341

税額控除対象ではない3,646法人のうち、P S T要件を満たしていると回答した法人は230法人 (回答法人数の5.8%) である。既に税額控除対象法人の証明を受けている341法人 (同8.6%) と合わせると、回答法人3,987の14.4%に当たる計571法人 (率は内閣府所管法人で約24%、都道府県所管法人で約11%) が税額控除対象法人になり得ることとなる。

(内訳) [ ]内は対応する区分の回答法人数に対する割合

	社団	財団	計
内閣府所管	[4.8%] 19	[13.8%] 97	[10.6%] 116
都道府県所管	[2.2%] 28	[5.6%] 86	[4.1%] 114
計	[2.9%] 47	[8.1%] 183	[5.8%] 230

税額控除対象ではない3,646法人のうち、税額控除の適用を希望すると回答した法人は384法人 (回答法人数の9.6%) である。

(内訳) [ ]内は対応する区分の回答法人数に対する割合

	社団	財団	計
内閣府所管	[15.7%] 62	[12.5%] 88	[13.6%] 150
都道府県所管	[6.9%] 86	[9.6%] 148	[8.4%] 234
計	[9.0%] 148	[10.5%] 236	[9.6%] 384

税額控除対象でない法人について、税額控除の適用希望をみると、P S T要件を満たしていると回答した230法人のうち、43.5%に当たる100法人が適用を希望としている。また、P S T要件を満たさないと回答した3,416法人のうち、8.3%に当たる284法人がP S T要件は満たさないものの税額控除の適用を希望としている。以上を合わせると、現在税額控除の適用を受けている341法人を上回る384法人が今後税額控除の適用を希望するとしており、その384法人のうち26%に当たる100法人は、P S T要件を満たしていると回答している。

[ ]内は対応する区分の回答法人数に対する割合

	PST要件を満たす	PST要件を満たさない	計
税額控除対象法人	[8.6%] 341		[8.6%] 341
税額控除適用を希望	[2.5%] 100	[7.1%] 284	[9.6%] 384
税額控除適用を希望しない	[3.3%] 130	[78.6%] 3,132	[81.8%] 3,262
計	[14.3%] 571	[85.7%] 3,416	[100.0%] 3,987

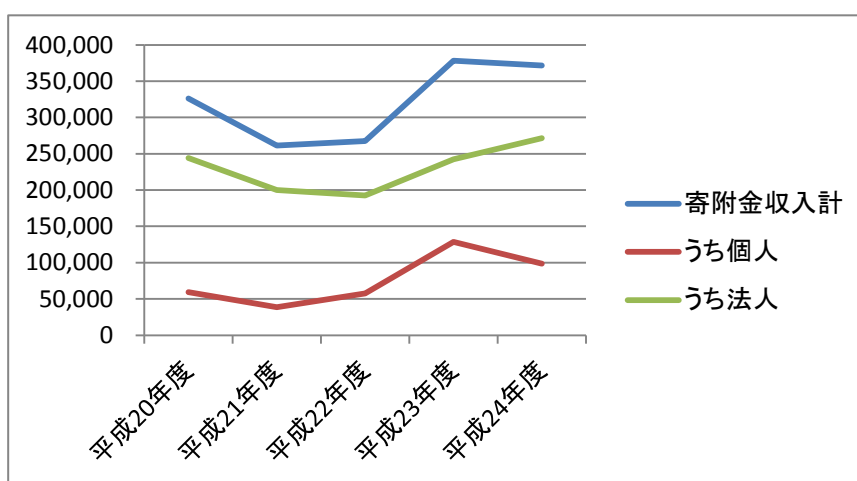
### 3 寄附金収入額

※百万円単位

※個人、法人別の寄附金収入額を記入しておらず、寄附金収入合計額のみ記入した法人があるため、表上の個人、法人の内訳の合計は寄附金収入の合計額と一致しない。

#### 【公益法人全体・総額】

年度	平成 20	21	22	23	24
寄附金収入計	326,171	261,528	267,453	378,290	371,374
うち個人	59,571	38,608	57,787	128,495	98,542
うち法人	244,166	200,006	192,344	242,402	271,521
総収入	18,825,017	18,915,604	21,072,845	21,462,456	22,149,075
寄附金収入割合	1.73%	1.38%	1.27%	1.76%	1.68%



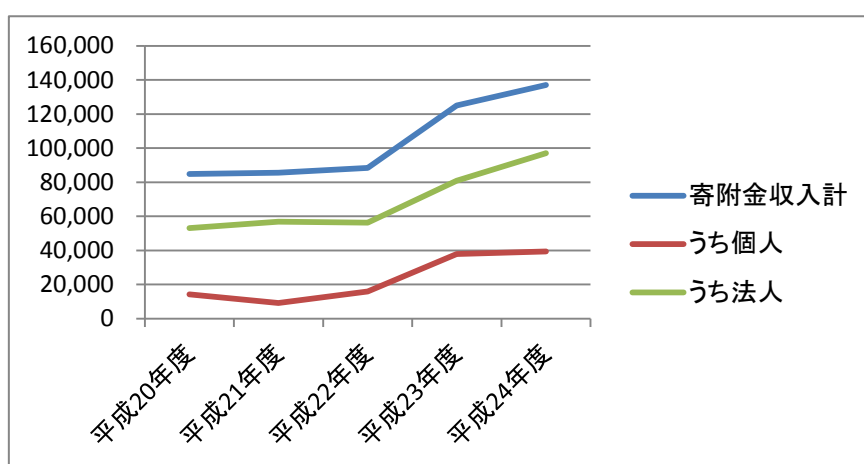
#### 【公益法人全体・平均額】

[ ]は平成22年度を100とする指数

年度	平成 20	21	22	23	24
寄附金収入計	82.3 [122]	66.0 [98]	67.5 [100]	95.5 [141]	93.7 [139]
うち個人	15.0 [103]	9.7 [67]	14.6 [100]	32.4 [222]	24.9 [171]
うち法人	61.6 [127]	50.5 [104]	48.5 [100]	61.2 [126]	68.5 [141]
総収入	4,751.4 [89]	4,774.3 [90]	5,318.7 [100]	5,417.1 [102]	5,590.4 [105]
寄附金収入割合	1.73% [136]	1.38% [109]	1.27% [100]	1.76% [139]	1.68% [132]

【税額控除対象法人・総額】

年度	平成 20	21	22	23	24
寄附金収入計	84,915	85,576	88,431	124,997	136,932
うち個人	14,275	9,145	16,008	37,913	39,446
うち法人	53,194	56,871	56,353	80,909	97,128
総収入	744,387	703,577	770,778	789,053	933,258
寄附金収入割合	11.41%	12.16%	11.47%	15.84%	14.67%



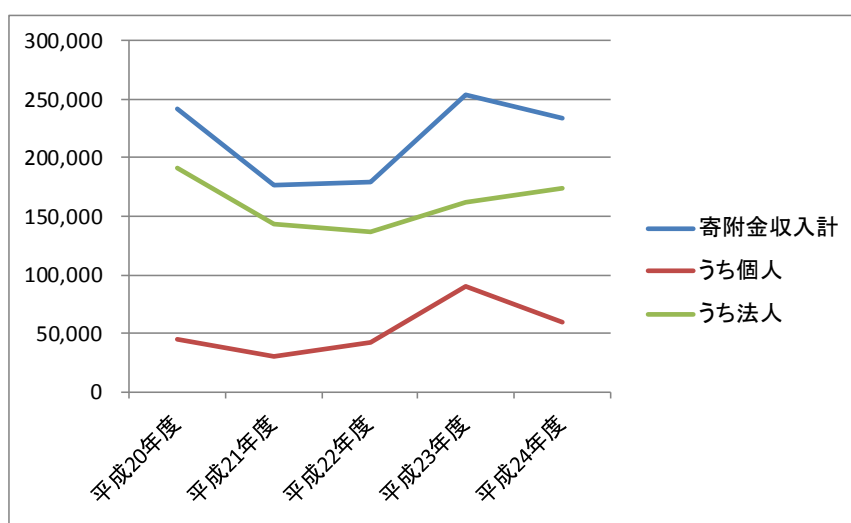
【税額控除対象法人・平均額】

[ ]は平成22年度を100とする指数

年度	平成 20	21	22	23	24
寄附金収入計	251.2 [96]	253.2 [97]	261.6 [100]	369.8 [141]	405.1 [155]
うち個人	42.2 [89]	27.1 [57]	47.4 [100]	112.2 [237]	116.7 [247]
うち法人	157.4 [94]	168.3 [101]	166.7 [100]	239.4 [144]	287.4 [172]
総収入	2,195.8 [97]	2,075.5 [91]	2,273.7 [100]	2,327.7 [102]	2,753.0 [121]
寄附金収入割合	11.41% [99]	12.16% [106]	11.47% [100]	15.84% [138]	14.67% [128]

【税額控除対象でない法人・総額】

年度	平成 20	21	22	23	24
寄附金収入計	241,256	175,952	179,023	253,293	234,443
うち個人	45,296	29,463	41,780	90,582	59,096
うち法人	190,973	143,135	135,991	161,493	174,393
総収入	18,080,629	18,212,027	20,302,067	20,673,402	21,215,817
寄附金収入割合	1.33%	1.00%	0.88%	1.23%	1.11%



【税額控除対象でない法人・平均額】

[ ]は平成22年度を100とする指数

年度	平成 20	21	22	23	24
寄附金収入計	66.2 [135]	48.3 [98]	49.2 [100]	69.5 [141]	64.3 [131]
うち個人	12.4 [108]	8.1 [70]	11.5 [100]	24.8 [216]	16.2 [141]
うち法人	52.4 [140]	39.3 [105]	37.4 [100]	44.3 [118]	47.8 [128]
総収入	5,156.4 [92]	5,060.8 [90]	5,632.4 [100]	5,736.7 [102]	5,893.4 [105]
寄附金収入割合	1.33% [151]	1.00% [114]	0.88% [100]	1.23% [140]	1.11% [126]

<税額控除制度導入前後の増加率の比較>

法人当たり平均額・単位百万円

	税額控除制度導入前 (平成20～22年度平均)			税額控除制度導入後 (平成23・24年度平均)			増加率		
		うち税額控除	うち非税額控除		うち税額控除	うち非税額控除		うち税額控除	うち非税額控除
		対象法人	対象法人		対象法人	対象法人		対象法人	対象法人
寄付金 収入計	71.9	254.6	54.6	94.6	386.3	66.9	31.5%	51.7%	22.8%
うち個人	13.1	38.8	10.7	28.7	114.1	20.5	118.3%	194.3%	92.4%
うち法人	53.5	163.6	43.0	64.9	262.6	46.1	21.1%	60.5%	7.1%
総収入	4,948.1	2,181.7	5283.2	5503.7	2540.3	5815.1	11.2%	16.4%	10.1%
寄付金 収入割合	1.45%	11.67%	1.03%	1.72%	15.21%	1.15%	[+0.27%]	[+3.54%]	[+0.12%]

1 法人当たりの寄付金収入について税額控除対象法人と税額控除対象でない法人とを比較すると、税額控除制度の導入前である平成20～22年度の平均では、税額控除対象でない法人の寄付金収入54.6百万円に対して、税額控除対象法人の寄付金収入は254.6百万円と4.7倍となっている。これが、税額控除制度導入後の平成23・24年度平均では、税額控除対象でない法人の寄付金収入66.9百万円に対して税額控除対象法人の寄付金収入386.3百万円と5.8倍に拡大している。また、総収入に占める寄付金収入の割合でみると、税額控除対象法人が平成20～22年度の平均で11.67%、平成23・24年度の平均で15.21%であり、税額控除対象でない法人がそれぞれ1.03%、1.15%とほぼ1%にとどまっているのに対して11～13倍となっている。

1 法人当たりの寄付金収入について税額控除制度の導入の前後の変化をみると、税額控除対象法人では、254.6百万円から386.3百万円へと131.7百万円（率にして51.7%）増加している。一方、税額控除対象でない法人では、54.6百万円から66.9百万円へと12.3百万円（率にして22.8%）伸びている。このように、公益法人の寄付金収入は、税額控除制度の導入の時期を境に全体として大きく増加しているが、特に税額控除対象法人においてその伸びが著しい。

税額控除制度の導入の前後における寄付金収入の増加の要因を寄付者の種類別にみると、公益法人全体では、法人からの寄付金が21.1%増であるのに対して、個人の寄付金は118.3%増となっており、個人の寄付金の増加の寄与が大きい。特に税額控除対象法人における個人の寄付金の増加率は194.3%であり、金額ではほぼ3倍になっている。税額控除対象法人においては、税額控除制度の導入の前後の比較で、法人の寄付が99.0百万円の増（163.6百万円から262.6百万円へ）、個人の寄付が75.3百万円の増（38.8百万円から114.1百万円へ）となっており、金額では法人からの寄付の伸びが大きいですが、増加率でみるとやはり個人の寄付の増が顕著であり、個人の寄付の増加が全体を牽引しているとみてよい。



#### 4 寄附件数

公益法人における一法人当たりの寄附件数を、(1)個人寄附(2)法人寄附それぞれについて、税額控除制度導入前後で比較を行った。

※ 金額別の寄附件数を記入しておらず、合計件数のみ記入した法人があるため、表上の金額別内訳の合計は寄附合計件数と一致しない。

##### (1) 個人寄附

	税額控除制度導入前 (平成20年度～平成22年度)			税額控除制度導入後 (平成23年度～平成24年度)			増加率		
		うち税額控除 対象法人	うち非税額控 除対象法人		うち税額控除 対象法人	うち非税額控 除対象法人		うち税額控除 対象法人	うち非税額控 除対象法人
合計	56.6	324.8	31.7	71.2	420.1	38.8	25.8%	29.3%	22.4%
2,000円未満	11.0	46.3	7.7	13.4	67.6	8.3	21.8%	46.0%	7.8%
2,000円以上3,000円未満	6.8	29.7	4.7	10.2	55.8	5.9	50.0%	87.9%	25.5%
3,000円以上5,000円未満	10.9	63.3	6.1	12.0	68.4	6.7	10.1%	8.1%	9.8%
5,000円以上1万円未満	10.4	68.6	5.1	12.3	85.4	5.6	18.3%	24.5%	9.8%
1万円以上10万円未満	16.1	107.1	7.7	21.6	131.0	11.5	34.2%	22.3%	49.4%
10万円以上100万円未満	1.1	8.5	0.4	1.6	10.6	0.8	45.5%	24.7%	100.0%
100万円以上	0.2	1.2	0.1	0.2	1.3	0.1	0.0%	8.3%	0.0%

1 法人当たりの個人寄附の件数について税額控除導入前後の変化をみると、非税額控除対象法人における税額控除制度導入前の平成20年度から22年度の3か年の平均は31.7件であり、同制度導入後の平成23年度及び24年度の平均は38.8件（増加率約22.4%）である。これに対して、税額控除対象法人における平成20年度から22年度の3か年の平均は324.8件であり、平成23年度及び24年度の平均は420.1件（増加率約29.3%）であり、税額控除対象法人の方が増加率が高い。

## (2) 法人寄附

	税額控除制度導入前 (平成20年度～平成22年度)			税額控除制度導入後 (平成23年度～平成24年度)			増加率		
		うち税額控除 対象法人	うち非税額控 除対象法人		うち税額控除 対象法人	うち非税額控 除対象法人		うち税額控除 対象法人	うち非税額控 除対象法人
合計	26.1	122.9	17.0	31.7	181.9	17.7	21.5%	48.0%	4.1%
2,000円未満	1.6	6.7	1.1	2.3	20.3	0.7	43.8%	203.0%	-36.4%
2,000円以上3,000円未満	0.9	4.3	0.6	1.1	10.2	0.3	22.2%	137.2%	-50.0%
3,000円以上5,000円未満	1.4	5.9	1.0	1.7	13.4	0.6	21.4%	127.1%	-40.0%
5,000円以上1万円未満	3.5	10.9	2.7	3.8	19.4	2.4	8.6%	78.0%	-11.1%
1万円以上10万円未満	12.8	69.5	7.6	14.4	87.8	7.6	12.5%	26.3%	0.0%
10万円以上100万円未満	4.0	21.3	2.4	5.5	25.9	3.6	37.5%	21.6%	50.0%
100万円以上	1.9	4.3	1.7	2.8	5.1	2.6	47.4%	18.6%	52.9%

1 法人当たりの法人寄附の件数について税額控除導入前後の変化をみると、非税額控除対象法人における税額控除制度導入前の平成20年度から22年度の3か年の平均は17.0件であり、同制度導入後の平成23年度及び24年度の平均は17.7件（増加率約4.1%）である。これに対して、税額控除対象法人における平成20年度から22年度の3か年の平均は122.9件であり、平成23年度及び24年度の平均は181.9件（増加率約48.0%）であり、税額控除対象法人の方が、増加率が高い。

また、税額控除導入前後での1法人当たりの法人件数の変化を寄附金額別にみると、10万円未満のすべての金額帯において、税額控除対象法人の増加率が高くなっている。

寄附金額の中央値（推計）の推移～税額控除対象法人の小口寄附件数の増加～

一法人当たり平均寄附件数（例；法人寄附・税額控除制度導入前の場合、26.1件）から、寄附金額の中央値（例；13.05件目の寄附の金額）を推計したところ、結果は下表のとおりである。

単位：円

	税額控除制度導入前 (平成20～22年度平均)			税額控除制度導入後 (平成23・24年度平均)			増減		
		うち税額控除 対象法人	うち非税額控 除対象法人		うち税額控除 対象法人	うち非税額控 除対象法人		うち税額控除 対象法人	うち非税額控 除対象法人
個人 寄附	4,917	6,680	4,148	5,020	6,069	4,567	+103	-611	+419
法人 寄附	49,726	53,576	47,303	53,124	38,497	68,026	+3,398	-15,079	+20,723

この結果、税額控除対象法人は、税額控除制度導入前後で個人寄附、法人寄附ともに金額が下がっていることが分かる。税額控除対象法人の寄附金収入額及び寄附件数ともに当該制度導入後に増加していることも踏まえると、この間の寄附増加の主な要因は小口寄附件数の増加であると考えられることができる。

## 5 寄附金の使途

本表は、法人ごとに各費用において寄附金収入額の充当された割合（寄附金充当額÷事業費）を算出した後、当該充当割合を加算平均したものである。（単位：％）

### <公益法人全体>

年度	平成 20	21	22	23	24
公益目的事業費	0.24	0.30	0.23	0.21	0.24
収益事業等事業費	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04
管理費	0.11	0.11	0.14	0.17	0.17
資産取得費	0.08	0.07	0.13	0.08	0.12

### <税額控除対象法人>

年度	平成 20	21	22	23	24
公益目的事業費	0.65	0.80	0.86	0.66	0.64
収益事業等事業費	0.00	0.02	0.01	0.05	0.05
管理費	0.21	0.25	0.28	0.39	0.44
資産取得費	0.12	0.16	0.65	0.15	0.13

### <税額控除対象ではない法人>

年度	平成 20	21	22	23	24
公益目的事業費	0.20	0.25	0.16	0.17	0.20
収益事業等事業費	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04
管理費	0.10	0.09	0.12	0.15	0.14
資産取得費	0.07	0.06	0.06	0.07	0.12

税額控除対象ではない法人と比べて、税額控除対象法人の方が、事業費に占める寄附金収入額の充当割合が高い傾向がある。

## 6 寄附金収入の必要性

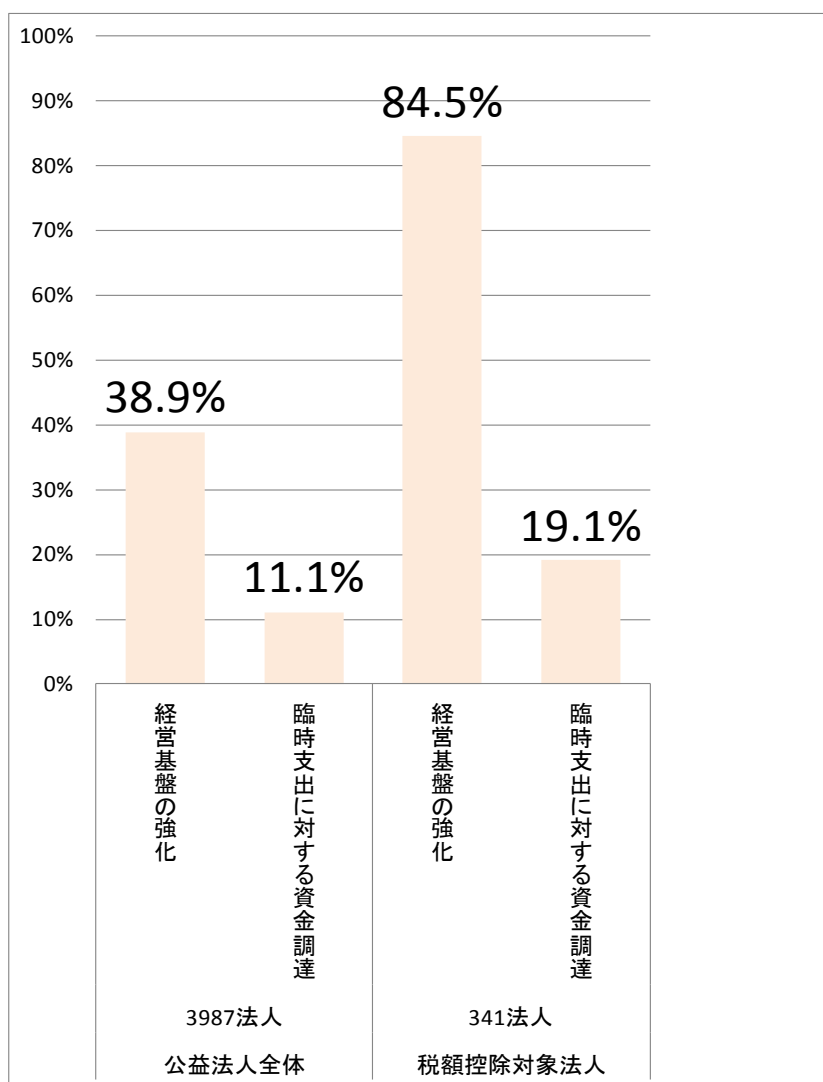
今後事業を実施する上で、

- ・ 経営基盤の強化を理由に寄附金収入を確保する必要があると回答した法人は1,549法人（全回答法人3,987の38.9%）である。
- ・ 臨時支出に対する資金調達を理由に寄附金収入を確保する必要があると回答した法人は444法人（同11.1%）である。

税額控除対象法人だけで見ると、

- ・ 経営基盤の強化を理由に寄附金収入を確保する必要があると回答した法人は288法人（税額控除対象法人341の84.5%）である。
- ・ 臨時支出に対する資金調達を理由に寄附金収入を確保する必要があると回答した法人は65法人（同19.1%）である。

このように、税額控除対象法人の方が、税額控除対象でない法人に比べ、寄附金収入の確保の必要性を認識する法人が多くなっている。



## 7 寄附金の募集方法

### (1) 募集先別法人数

※1 「街頭募金」、「電話」、「DM」、「個別訪問」、「HPへ掲載」及び「その他」を選択肢で示して回答を得た。

※2 「広く一般」、「会員個人中心」及び「会員企業中心」は重複回答があるため、これらの合計は「選択肢の方法で寄附金募集を実施した法人数」と一致しない。

※3 各表中の[ ]内の数値は、それぞれの母集団の法人数に対する割合を示す。

#### 【公益法人全体】

	選択肢 <sup>※1</sup> の方法で寄附金募集を実施した法人数			左以外の法人数	
	広く一般	会員個人中心	会員企業中心		
平成20年度	724 [19%]	414 (57%)	206 (29%)	259 (36%)	3,170
平成21年度	729 [19%]	418 (57%)	210 (29%)	262 (36%)	3,165
平成22年度	772 [20%]	456 (59%)	222 (29%)	272 (35%)	3,122
平成23年度	824 [21%]	512 (62%)	239 (29%)	287 (35%)	3,070
平成24年度	883 [23%]	565 (64%)	251 (28%)	296 (34%)	3,011

選択肢の方法で寄付金募集を実施した法人数の割合は2割前後であり、全体として高いとは言えないが、年を追ってその率が高くなる傾向はある。また、選択肢の募金方法を実施した法人数中「広く一般」へ募集したとする法人の割合は、年を追って増加しており、特に平成20～22年度が約58%であるのに対し、平成23・24年度には約63%に増加している。

#### 【税額控除対象法人】

	選択肢の方法で寄附金募集を実施した法人数			左以外の法人数	
	広く一般	会員個人中心	会員企業中心		
平成20年度	204 [60%]	152 (75%)	85 (42%)	90 (44%)	137
平成21年度	207 [61%]	154 (74%)	85 (41%)	91 (44%)	134
平成22年度	212 [62%]	155 (73%)	90 (43%)	94 (44%)	129
平成23年度	225 [66%]	181 (80%)	94 (42%)	100 (44%)	116
平成24年度	241 [71%]	201 (83%)	94 (39%)	99 (41%)	100

選択肢の方法で寄付金募集を実施した法人数の割合は6～7割を占め、次の税額控除対象でない法人と比較して著しく高い。年を追ってその率が高くなる傾向も明らかであり、5年の間に1割増加している。「広く一般」を対象として寄付金の募集を行った法人の比率も75%から83%となっており、税額控除対象でない法人の50%から57%と比較

して高い。税額控除対象法人においては、広く一般を対象に寄付金の募集を行うことがおおむね定着していることを窺わせる。

また、選択肢の募金方法を実施した法人数中「広く一般」へ募集したとする法人の割合も年を追って増加しており、特に平成20～22年度の約74%に対して、平成23・24年度には約82%と増加幅が大きいことから、平成23年度の税制改正の結果、税額控除対象法人となった（又は税額控除対象法人となることを目指したこと）影響によりこの変化が生じたことを推測させる。

#### 【税額控除対象でない法人】

	選択肢の方法で寄附金募集を実施した法人数			左以外の法人数	
	広く一般	会員個人中心	会員企業中心		
平成20年度	520 [15%]	262 (50%)	121 (23%)	169 (33%)	3,033
平成21年度	522 [15%]	264 (51%)	125 (24%)	171 (33%)	3,031
平成22年度	560 [16%]	301 (54%)	132 (24%)	178 (32%)	2,993
平成23年度	599 [17%]	331 (55%)	145 (24%)	187 (31%)	2,954
平成24年度	642 [18%]	364 (57%)	157 (24%)	197 (31%)	2,911

選択肢の方法で寄付金募集を行った法人数やその割合、「広く一般」向けに寄付金の募集を行った法人数やその割合のいずれについても、年を追って増加する傾向は確認できるが、税額控除対象法人と比較した場合、その割合の水準や伸び率は低調である。

(2) 募集方法別法人数

【公益法人全体】

	寄附金募集を実施した法人数						
	街頭募金	電話	DM	個別訪問	HPへ掲載	その他	
平成20年度	724	99(14%)	58(8%)	230(32%)	155(21%)	365(50%)	151(21%)
平成21年度	729	102(14%)	57(8%)	233(32%)	158(22%)	371(51%)	153(21%)
平成22年度	772	111(15%)	60(8%)	243(32%)	167(22%)	406(53%)	153(20%)
平成23年度	824	121(15%)	64(8%)	256(31%)	187(23%)	462(56%)	155(19%)
平成24年度	883	125(14%)	79(9%)	274(31%)	207(23%)	513(58%)	158(18%)

※ 括弧内は、寄附金募集を実施した法人数に対する割合

募集方法としては、「HPへ掲載」が最も多く、「その他」を除き全ての方法が増加傾向にある。

【税額控除対象法人】

	寄附金募集を実施した法人数						
	街頭募金	電話	DM	個別訪問	HPへ掲載	その他	
平成20年度	204	44(22%)	25(12%)	91(45%)	41(20%)	140(69%)	17(8%)
平成21年度	207	45(22%)	25(12%)	94(45%)	43(21%)	141(68%)	19(9%)
平成22年度	212	48(23%)	28(13%)	96(45%)	44(21%)	149(70%)	17(8%)
平成23年度	225	53(24%)	30(13%)	101(45%)	52(23%)	167(74%)	15(7%)
平成24年度	241	55(23%)	31(13%)	109(45%)	56(23%)	182(76%)	17(7%)

※ 括弧内は、税額控除対象法人のうち寄附金募集を実施した法人数に対する割合

【税額控除対象ではない法人】

	寄附金募集を実施した法人数						
	街頭募金	電話	DM	個別訪問	HPへ掲載	その他	
平成20年度	520	55(11%)	33(6%)	139(27%)	114(22%)	225(43%)	134(26%)
平成21年度	522	57(11%)	32(6%)	139(27%)	115(22%)	230(44%)	134(26%)
平成22年度	560	63(11%)	32(6%)	147(26%)	123(22%)	257(46%)	136(24%)
平成23年度	599	68(11%)	34(6%)	155(26%)	135(23%)	295(49%)	140(23%)
平成24年度	642	70(11%)	48(7%)	165(26%)	151(24%)	280(44%)	141(22%)

税額控除対象法人は、特に「HPへ掲載」及び「DM」の方法を実施している法人の割合が高い。これらが寄附金募集の有効な手段となっていることを窺わせる。

(参考) 法人規模<職員数等> (平成24年度 (又は直近の事業年度) の事業報告等)

調査に回答した法人の平均職員数は31人(うち常勤24人)、平均会員数は1,675人である。また、調査に回答した公益社団法人の平均社員数は749人である。

また、税額控除対象法人の平均職員数は52人(うち常勤38人)、平均会員数は5,426人である。また、調査に回答した税額控除対象法人である公益社団法人の平均社員数は1,777人である。このように、税額控除対象法人の方が、職員数及び会員数が多い。

**【問い合わせ先】**

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

田林、土屋

直通 : 03-5403-9528

e-mail: [koueki.kifukin@cao.go.jp](mailto:koueki.kifukin@cao.go.jp)